

【審査論文】

イタリアにおける十字架論争——2003年ラクイラの事例を手がかりとして

秦泉寺友紀

The Dispute on“crocefisso”in Italy: Focusing on the L’Acquila’s Case

Yuki SHINSENJI

「イタリア人の親たちの大多数の意見に対し、どうして司法官はたったひとりのムスリムの親に味方できるのだろうか」(2003年10月 ピサヌ内務相の発言より)

はじめに

2003年10月、イタリア南部アブルッツォ州ラクイラ県の地方裁判所で、ある決定が下された。公立小学校に2人の子どもを通わせるイタリア人のムスリム男性、アデル・スミス(Adel Smith)の訴えに対して出されたその決定は、彼の訴えを認め、ラクイラ県の人口600人余りの小さな町、オフエーナの公立幼稚園および小学校に通う彼の子どもたちの教室から、30日以内に十字架を撤去するように命じるものであった。この決定は、各教室内に十字架が設置されていることが、公立学校でもごく当たり前の風景であったイタリア社会に、多大な反響を巻き起こした。

ムスリムとの関係において、イタリアで十字架をめぐる軋轢が生じたのは、2003年のラクイラの事例が初めてではない。2001年10月には、ローマの中学校にムスリムの生徒が転校してきたのをきっかけに、教師が自らの判断で教室の十字架を外したところ、生徒の複数の保護者から抗議があり、校長が十字架を元通り設置させたという出来事が話題になった。また、十字架は通常、公立病院にも設置されている。2002年、ミラノでは、イスラム教に改宗したイタリア人女性看護師が、病院内の全ての十字架が撤去されるまでは職場に戻らないとして欠勤を続けたところ、病院から解雇されたというケースも生じている。そうしたなかであって、ラクイラのケースは、21世紀を迎えて以降、葛藤が表面化していた十字架をめぐる問題について司法の判断が示されたことで注目を集めた。

この決定がイタリア社会に巻き起こした大きな反響は、1990年代以降の海外からの移民の急増と、それともなう社会の変化にとまどうイタリアの現在の姿を浮かび上がらせている。本稿は、ヨーロッパのなかでは移民受け入れの歴史が浅いイタリアが、ムスリムをめぐる問題にどのように出会い対峙しているのかを、2003年のラクイラの事例およびそれに派生して生じた十字架をめぐる論争を手がかりに、その一端を描き出す試みである¹。1節でラクイラでの裁判のいきさつと、裁判所の決定に対する総じて批判的なものであった反応について、メディアでの言説を中心に振り返っていく²。次に2節でイタリアにおけるムスリムの現状について素描する。さらに3節で、そうした反応の基底にある、イタリアにおける国家と宗教の関係について、共和国憲法の条文およびイタリア共和国とヴァチカン市国とのあいだに締結されている政教協約(コンコルダート)などを手がかりとして、その一端を描き出す。そして4節で、当時

ラクイラの裁判所の決定をめぐる、公立学校の教室に十字架を掲げるべき根拠として提示されたさまざまな論点について検討する。最後に5節で、近年のイタリアにみられる「インターカルチャー論」と関連づけつつ、本論をまとめたい³。

1. 事件の経緯と展開

訴えをおこした男性、アデル・スミスは、イタリア人の父とエジプト人の母をもつ1960年生まれのイタリア人で、エジプトのアレキサンドリア出身の彼は、15年ほど前にイスラムに改宗、イタリア人女性と結婚し、ラクイラ県オフェーナで印刷業と著述業を営みつつ、自らが運営する「イタリア・ムスリム協会 (Unione dei musulmani d'Italia)」の会長を務めていた。この男性、スミスが訴えを起こす発端となったのは、2年前、彼が小学校の校長に、自分の子どもの教室に掲げられている十字架を外すよう求めたことにさかのぼる。校長は、いったんはその要望を受け入れた。だが、それを知った他の生徒の母親たちの抗議により、校長は考えを変えてしまう。すると、スミスは、子どもたちの通学をいったん中止させ、今度は「アラーは唯一である」というスーラ（コーラン）の一節を教室の十字架の隣に掲げるよう訴え、それを実行に移したが、スミスが掲げたそれは「偶然により」教室から外されてしまった。すると今度は、彼は先のスーラの一節を記した布を肩にかけて子どもたちを通学させるとともに、子どもたちの教室から十字架を取り外すか、十字架とスーラの一節をともに掲げるよう求める訴えを、ラクイラ地方裁判所に起こしたのだった⁴。

ラクイラ地方裁判所のモンタナーロ (Mario Montanaro) 司法官の命令は、スミスの訴えを認め、彼の子どもが通う、生徒数20人ほどの小規模校、アントニオ・シルヴェーリ小学校の教室から、十字架を取り外すよう命じるものだった。その決定を告げる文書において、モンタナーロ司法官は、「学校の教室における十字架の存在は、実際には全ての市民の共通の遺産ではない価値への暗黙の合意を明確に示す」ものであり、「学校の区域内においては、十字架というシンボルの存在は、歴史的展開と人類の発展における（筆者注：カトリック以外の）他の宗教的、社会的経験から敷衍された役割に何ら配慮することなく、それらの不可避の関係や相互の調節を完全になおざりにして、国家がカトリックの信仰を絶対的な真理として世界の中心に据えるという意志を示すものであるため、生徒に対し、信仰の表現の文化的次元について、全く公平でない理解をそそのかす」と述べている⁵。

ラクイラ地方裁判所の決定がイタリア社会に波紋を広げた背景としては、1990年代以降の移民の急増にともなうムスリムの存在感の増大がある。イタリアは全人口の9割以上をカトリック信者が占める社会であり、ムスリムはその異質性ゆえに、実数以上に目をひく存在でもあった⁶。当時副首相を務めていた有力政治家のフィーニ (Gian Franco Fini) は、当時33歳の若手司法官による決定を「売名行為」と批判するとともに、それは「イタリア人の大多数の感情を傷つけるもの」であり、「我々の社会における平和な共生や統合の可能性に異議を申し立てる人に論拠を提供するもの」だと発言した⁷。フィーニが党首を務める「国民同盟 (Alleanza Nazionale)」は、当時の中道右派ベルルスコーニ政権の一画を構成していた。同党は、ネオ・ファシスト政党の流れをくむ右派政党である一方、露骨な移民排斥の態度を示しているわけではない。しかし、フィーニのこの発言は、自らが背景としてもつ、イタリア以外に起源をもつ文化を尊重することを、イタリア社会への「統合」を拒絶し、「平和な共生」をおびやかす態度とみる見解を含意するものといえよう。また、この発言は、ムスリムとイタリア社会の関係はいかにあるべきかといった文脈からなされてはいるものの、そのムスリムに関して、文化を異にする海外からの移民であることが前提とされているふしもある。

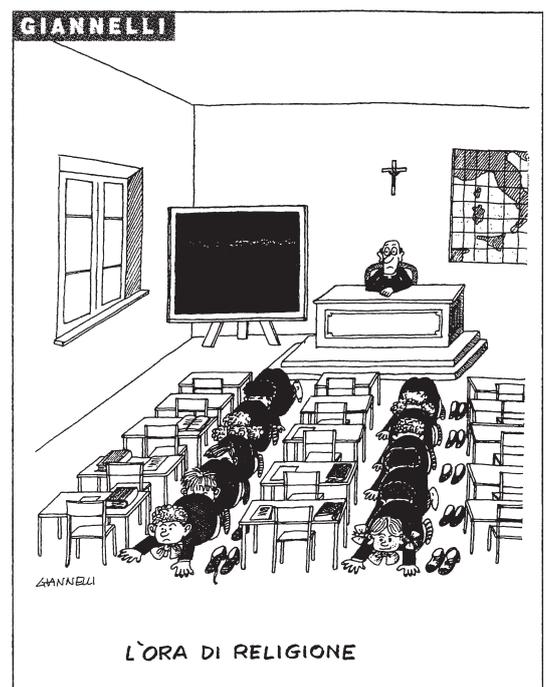
他方、現実には、その訴えを起こしたのは、母親はエジプト人であるにせよ、イタリア人男性であった。また、この男性、スミスが広く世に知られるようになったいきさつは、2003年1月に放映されたテレビ番組のトークショーで、「9.11はアメリカの策略だ」、「イスラエルは存在しなければならないとしても、ヨーロッパなり他の場所なりに存在すべきだ」などといった発言でスタジオを騒然とさせたうえ、コメンテーターとつかみ合いの喧嘩沙汰を起こし、生放送の番組を約20分にわたり中断させたことによった⁸。また、全国的組織を彷彿とさせる名称で、スミスが会長をつとめる「イタリア・ムスリム協会」についても、実はその前年の2002年5月に彼が設立したばかりの組織で、会員はほとんどいないとの報道もなされている。少なくとも当時の段階では、同協会がイタリアのムスリム界における有力団体では必ずしもなかったことは確かと考えられる。

しかしながら、ラクイラ地方裁判所の決定は、先のフィーニの発言に典型的に示唆されるように、スミスがイタリア人か外国人の移民か、イタリアのムスリムの尊敬を集め彼らの動向に影響力をもつ人物か否かといった、彼個人の属性や人格とは離れて、大きな反響を呼んだ。イタリア在住のムスリムのあいだで広く信頼を得ている人物というわけでもない——後述するように、イタリアのムスリム諸団体は、スミスと距離をとった——イタリア人という、スミス個人の実像とは別に、ラクイラ地方裁判所の決定は、イタリア社会はムスリムにどのように向き合うべきなのかという問題を一気に表面化させた。人びとの声の噴出は、移民、とりわけムスリム移民の増加を背景に、この問題が潜在的には人びとの関心を集めていたことを物語る。

この出来事をイタリアのメディアは大々的に報じ、「コリエレ・デッラ・セーラ」や「レプブリカ」といった全国紙でも、その関連記事は1～2週間にわたって紙面を賑わせた。この判決に対して巻き起こった反応は、総じて批判的なものであった。もう一方の当事者であり、教室から十字架を取り外すことが命じられたアントニオ・シルヴェーリ公立小学校では、オフーナの町長が「誰も何にも触れないよう、あらゆることをする」として、司法官の命令を実行するため裁判所の職員が同校を訪れるのを見越して、同校を閉鎖した。また、子どもの母親たちは、町内の広場で十字架と「十字架から手をおろせ!」と書かれた横断幕を手に、町長とともにデモをおこなう騒ぎとなった。町内の教会の司祭は「広場は私の場所ではない」としてデモへの参加こそしなかったものの、信者に対する説教では、「キリストのシンボルが壁にとどまるよう祈るよう」訴えるとともに、「もしそれ（筆者注：十字架）を取り去ったら、我々は修繕のためのミサをするだろう」と述べた⁹。

10月27日のコリエレ・デッラ・セーラ紙の第一面に掲載された右にあげるマンガは、この判決に対する反応の背景にある、イタリア社会の認識を象徴的に示している。

「宗教の時間（L'ora di religione）」というこのマンガでは、子どもたちが靴を脱ぎ、教室の正面の黒板の上に設置されている十字架に背を向けて、床に膝をついて座るイスラム教式の祈りを捧げている。ラクイラの裁判所の実際の判決は、公立小学校の全ての教室ではなく、あくまでも訴えを起こした男性の子どもたちが通う教室にそれぞれ設置されている計2つの十字架を外すように命じただけであ



り、イスラムに関する教育を宗教教育として強制しているわけではない。このマンガからは、イタリア社会において、この判決が、あたかもキリスト教に対するイスラム教の挑戦を後押しするものであるかのようによに捉えられていることがみてとれる。

報道からは、学校の教室に設置されている十字架への関心が、この出来事をきっかけに急に高まった様子もうかがえる。ラクイラ地方裁判所の決定を受け、たとえば北部の都市トレヴィーゾでは、県内90の学校の十字架が設置されていない教室を対象に十字架を支給することを決定、南部のレッジョ・カラブリアでも同様の決定がなされたという¹⁰。これらの出来事は、教室の十字架を擁護すべきだという意思の存在を示すものではある。しかしそれは裏返せば、この出来事が話題となった時点では、十字架が設置されていない教室も、それが意図的かどうかはともかくとしてあり得ると、当局が考えていたことを示唆する。というのは、もし従来から十字架が教室の備品として厳格に管理されていたとすれば、この時点で改めてこうした措置がとられる必要はないからである。立場上、十字架を教室から取り外す業務を担当することになった裁判所職員の発言、「自分の子どもたちの学校に十字架があるかどうかさえ知らない」は、あながち根拠を欠くものではなかったといえよう¹¹。

当時の政権は、ベルルスコーニ (Silvio Berlusconi) を首相とする中道右派政権であったが、判決に対する批判は与野党を問わず、さまざまな政治家によってなされた。北部を拠点とする地域主義政党で、移民に対し「外国人嫌い」とも批判される姿勢でのぞんでいた「北部同盟 (Lega Nord)」に所属し、当時法務大臣を務めていたカステッリ (Roberto Castelli) からは、「異常な判断」との批判さえなされた¹²。この決定を下したモンタナーロ司法官は、自らの決定は「イタリアの文化的変容」を踏まえたものであるとし、コリエレ・デッラ・セーラ紙のインタビューで、「私は、権利は権利という原則から出発した」、「たしかに (筆者注: イタリアの) 社会的・文化的プロフィールは存在するが、私は社会的特徴ではなく、権利という筋道を基本に決定を下した」と語っている¹³。

しかし、マスメディアでの報道も下火になりつつあった11月に入ると、ラクイラ地方裁判所は突如、そもそもこの問題は管轄外であったとし、教室から十字架を撤去させるというモンタナーロ司法官の決定そのものを取り消すことを発表した。この決定については異議が噴出することはなく、事態は一気に終息に向かうこととなった。

2. イタリアにおけるムスリム

2003年当時、イタリア在住の外国人は125万人、うちイスラムの信仰をもつムスリムの人びとは48万8000人と約39パーセントを占めており、イスラム教はカトリックに次ぎ、イタリア第二の宗教となっていた。しかし、イタリアで海外からの移民が急増したのは1990年代以降と比較的最近のことであり、外国人のムスリムが目立つようになったのも、その前後からであった。ローマに1980年に建設されるまで、イタリア全土にひとつも存在しなかったモスクも、1990年代半ばの段階で全国で60、モスク以外の礼拝所は100~120を数えるまでにその数を増やし、こうした数字にあがってこない非公式の祈りの場も相当数あるとみられる (Allievi, Castro: 164-165)。イタリア社会におけるムスリムの存在感は、その前後から急速に高まっていた。

ラクイラの地方裁判所の決定が波紋を呼んだ当時の段階で、学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校)に通っている外国人の子ども、合計14万人のうち、イスラム教の信仰をもつ子どもは35.7パーセントを占め、その人数は5万人であった。その年齢別の内訳は、幼稚園に通う年齢層の子どもたちが20パーセント、小学校が44パーセント、中学校が24パーセント、高等学校が12パーセントとなっている。5万人

という人数をどう捉えるかだが、2003年当時の外国人ムスリムの人口は、大人や未就学児も含めて48万人であり、外国人ムスリムの全体からすると、学校に通学する子どもの割合は10.4パーセントであった。また、48万人という人数は、イタリアの全人口の0.8パーセント程度に過ぎなかった。このように、イタリア第二の宗教とはいえ、依然としてマイノリティにとどまっていたムスリムの移民ではあるが、先に触れたように、カトリックが大多数を占めるイタリアでは、彼らは実際の人数以上の存在感を示してもいた。2003年の10月下旬は、折しもラマダンの開始時期に当たり、コリエレ・デッラ・セーラでは、祈りを捧げるムスリム男性たちにその一画が埋め尽くされた、ナポリの中心部にあるウンベルト1世のガレリアの印象的な写真を掲載している¹⁴。

ラクイラの地方裁判所の決定をめぐる反応に話を戻すと、イタリア在住のムスリムの諸団体は、十字架をめぐる報道が過熱した一方、とくにこの事態に積極的な介入はしなかった。ムスリムの組織は、ローマ・カトリック教会のようなヒエラルキー的な構造をとっていないため、統一的な意思決定機関があるわけではない点に注意が必要だが、たとえば有力団体のひとつ、「ミラノ・イスラムセンター（Centro Islamico di Milano）」の指導者、アリ・アブ・シュワイマ（Ali Abu Shwaima）は、メディアの取材に対し、「我々はスミスをムスリムのコミュニティの一員とは考えていない。彼はどのモスクにも通っていない」、彼は「我々にとっては気がかりでなかった出来事にムスリムを巻き込むために挑発している。彼は扇動者だ」などと述べ、スミスに対し批判的である¹⁵。こうした発言からは、スミスを自分たちと同一視されることを拒絶する姿勢がみてとれる。

スミス個人というよりは、判決に対する批判的な見解としては、オフーナ近郊、サンテウザニオ・フォルコネーゼの、イタリアで唯一のムスリムの市長、シリア出身のマハムード・スルール（Mahmoud Srour）のそれがある¹⁶。彼はこの問題について、「デリケートな問題だ。それは裁判所のなかで決められることではない」とし、ヨハネ・パウロ2世が2001年、シリアの首都ダマスカスのウマイヤド・モスク——洗礼者ヨハネのものと伝えられる廟が内部にある——を十字架を身につけて訪問し、何らとがめられなかったことを例にひきつつ、「神を利用して政治をすることはできない。統合のためになされてきた全ての努力は、大変危機にさらされている」と述べた¹⁷。

移民をめぐる課題として、当時のイタリアで最も対応が重要視されていたのは、その実数を正確に把握するのが困難な、しかし相当数にのぼるとみられていた、滞在資格なしにイタリアで滞在・就労している非正規滞在の移民の存在であった。1990年代以降のイタリアへの移民の急増の背景には、フランスやドイツなど、従来は大量の移民を迎えていた周辺諸国が、移民の受け入れを制限する方向へと舵を切り、その結果として、イタリアが先進国としては規制のゆるやかな移民しやすい国となっていたという状況がある。こうした背景のもと、イタリアの移民政策は、総じて、押し寄せる移民の波をいかにして押しとどめるかに比重を置くものとなっていた¹⁸。

2001年5月の総選挙で勝利した中道右派のベルルスコーニ政権下で、この騒動の前年に成立したばかりの2002年7月30日法律第189号「移民と庇護に関する法改正」は、中道左派政権下で制定された改正以前のもの（通称トゥルコ・ナポリターノ法）と比較すると、EU域外出身者を念頭においた移民規制を厳格にし、労働市場の規制を強化することに主眼をおくものだった。ボッシ（Umberto Bossi、「北部同盟」党首）と、先に触れたフィーニが中心となって成立させたことから、ボッシ・フィーニ法と一般に呼ばれる同法は、イタリアで就労可能なEU域外出身者を、基本的にイタリア入国以前にイタリアでの職をもつ者に限定するとともに、正規の枠外での入国・就労を行った本人だけでなく、それを幫助した者への罰則を強化したほか、滞在許可証の申請時には指紋捺印を義務づけるなど、移民に対し総じて厳しい姿勢を示

していた。

こうした背景もあってか、先にあげたスルール市長は、「統合のためになされてきた全ての努力」の内容について、具体的な説明をしているわけではない¹⁹。だが、トウルコ・ナポリターノ法で盛り込まれた、人種や国籍、宗教を理由とした差別禁止や、多文化教育等のための基金設立に関する条項は、ボッシ・フィーニ法においても維持されていた。また、移民に提供された生活全般に関わる支援については、イタリアの場合、公的機関によるそれ以上に、草の根レベルのボランティアが大きな役割を果たしており、そうしたボランティアのなかにはカトリック系のものも少なくなかった (Allievi, Castro 2002: 162)。スルール市長の発言は、スミスのようなムスリムの存在やラクイラ地方裁判所の決定が、こうした「努力」に水を差すことを危惧したものと考えられる。

3. 国家と宗教

戦後の国民投票を経て、共和制となったイタリアで制定されたイタリア共和国憲法（1948年1月1日施行）で宗教について扱った条項としては、第7条と第8条がある。それは、「国家とカトリック教会は、それぞれ固有の領域において独立し、至高である。両者の関係はラテラーノ協定によって規定される。協定の修正は、両当事者によって承認されるときは憲法改正の手続きを必要としない」（第7条）、「すべての宗派は、法の前に等しく平等である。カトリックを除く宗派は、イタリアの法秩序に反しない限り、自己の規約により団体を結成する権利をもつ。国家と宗派の関係は、宗派の代表者との合意にもとづき、法で定める」（第8条）である。うち第7条は、共和国憲法の制定過程で、もっとも争点となった条項に数えられる。それは、「ラテラーノ協定」の扱いを焦点とする対立であった。ラテラーノ協定とは、ファシズム体制下の1929年、ムッソリーニが教皇庁とのあいだに締結した、財務協約と政教協約（コンコルダート）から成る協定である。

ラテラーノ協定の成立には、イタリアにおける宗教と国家の関係の歴史的経緯が深く関わる。本稿に必要な限りで簡潔に触れておくと、19世紀まで諸邦の分立状態が続いていたイタリア半島は、北部の都市トリノを首都としたサルデーニャ王国が中心となるかたちで、1861年、イタリア半島のほぼ全域および南部のシチリア島など島嶼部を含む「イタリア王国」として統一された。しかしその時点では、ローマはイタリア統一に異を唱える教皇の勢力圏にあった。9年後の1870年には、ローマはイタリア王国に併合されるが、それは当時の教皇ピウス9世の意に反することであり、ピウス9世はイタリア王国を承認せず、一切の交渉を拒否した。これに端を発した長年の不和を解消したのがラテラーノ協定であり、同協定では、イタリア王国と教皇が、教皇が主権をもつヴァチカン市国の成立と、イタリア王国をそれぞれ承認した。また、教皇庁に対するイタリア王国からの補償金支払いのほか、公立学校におけるカトリック教育の必修化も定められた。

共和国憲法に話を戻すと、第7条は、ファシズム下のラテラーノ協定で取り決められた国家と教会の関係を、君主制廃止後の新たな共和制においても維持するという条項であった。この条項に対し、反ファシズム闘争において中心的役割を果たし、1946年に実施された総選挙で3番目の議席数を獲得していた共産党は強く反発し、制憲議会での議論は紛糾した。しかし最終的には共産党が譲歩し、この条項は憲法に盛り込まれた (Ginsburg 1989:132)。その結果、イタリアにおける国家と教会の関係は、憲法以外に、ラテラーノ協定によっても規定されているという、いわば二重の構造が生じることになった。戦後の共和国においても、宗教教育が必修科目であり続けてきたのは、ラテラーノ協定における政教協約（コンコルダート）の規定による。

共和国憲法で、「すべての宗派は、法の前に等しく平等」（第8条）と規定された一方、ラテラーノ協定が維持されたことは、国家と宗教の関係において、カトリックに特別な位置が与えられていたことを意味する。こうした国家とカトリックの関わりに変化が生じたのは、新たなコンコルダートが締結された1984年のことであった。この見直しにより、君主制のイタリア王国時代のカルロ・アルベルト憲法で定められていた、カトリシズムを唯一の国家宗教とするという条項の承認は見直された。それは、破棄院の2000年の判決でも確認されている。また、2000年に締結された新たなコンコルダートでは、宗教教育は必修科目から選択科目に変更された。現在は、イタリア国家はカトリック以外にも、ワルドー派福音教会（Chiesa Evangelica Valdese）やイタリア使徒教会（Chiesa Apostolica in Italia）などのキリスト教系の会派、またイタリア仏教徒連合（Unione Buddhista Italiana）やイタリアヒンズー教徒連合（Unione Indulista Italiana）などをはじめとするキリスト教以外の宗教とも協約（*intesa*）を締結し、憲法第8条を実現する方向へと向かっている。

現在のイタリアではカトリックが国教でなくなっているとするならば、なぜ公立小学校の各教室に十字架が設置されているのかという疑問が生じよう。教室に十字架が当然のように設置されてきたイタリアではあるが、ラクイラの裁判所の判決をきっかけに、その根拠も関心を集めた。それは、「全ての施設は国旗を、各室は十字架像と国王の肖像を備える」という、当時の段階で約80年前の1924年4月30日王国規定965号で定められた規則であった。4年後には、1928年4月26日王国規定1297号で、十字架は教壇や黒板、腰かけとともに「学校の正規の備品」リストに加えられており、これら2つの規定で、イタリアの教室には十字架が設置されることになった。これらは、イタリアが君主制であった戦前に定められた規定ではあったが、コンコルダートの見直しの際もとくに修正されなかったため、そのまま現在にいたっていたというのが、2003年当時の状況であった。しかし、十字架が単なる「学校の正規の備品」という以上の意味をイタリア社会で担っていたことは、ラクイラ地方裁判所の決定をめぐる一連の騒動から明らかといえよう²⁰。

4. 十字架を支持する論理

ラクイラの裁判所の判決に対する、メディアで報道されたイタリア社会の反応は、先に触れたとおり、否定的なものが多数を占めた。積極的な評価としては、「好ましいこと。しかし問題はここで終わりではない。むしろ多文化主義的な共生や、そのなかで学校がもつ役割について必要な考察の始まりというだけだ」といった、当時33歳の若手下院議員、共産主義再建党のデ・シモーネ（Titti De Simone）の見解があるが、少なくとも報道をみる限りは、そうした見解は圧倒的に少ない²¹。

十字架を支持すべきだとする見解の内容は必ずしも一様ではなく、いくつかの層を含んでいる。ラクイラ地方裁判所の判決をめぐるもう一方の当事者、アントニオ・シルヴェーリ小学校の生徒の母親たちによる抗議デモの横断幕、「十字架から手をおろせ！」からは、教室から十字架を取り外すことに対する感情的な拒絶がみてとれる。こうした反応は、先に触れた（司法官に対する）「売名行為」（フィーニ）、ガスパッリ（Maurizio Gasparri）の「いまわしい精神錯乱」（国民同盟）、「異常な判断」（カステッリ）といった中道右派の反応にも通底するものといえよう。

ローマ教皇庁の機関紙「オッセルヴァトーレ・ロマーノ」もまた、当時の教皇ヨハネ・パウロ2世による1998年の発言からの引用、「救済のしるしとしての十字架は、取り去らせはしない」を見出しとし、ラクイラ地方裁判所の決定を「テロリストの、臆病な」それとして、きわめて強い調子で批判しているという。タジャーニ下院議員の「宗教対話を危うくする決定だ」（「フォルツァ・イタリア」）といった、裁判

所の決定に対する批判は、こうしたカトリックの反応を背景としている。

もっとも、オッセルヴァトーレ・ロマーノ紙に引用されたヨハネ・パウロ2世の発言は、小学校に十字架を設置することの是非とは、全く異なる文脈のものである点に注意が必要である。たしかにこの発言——「我々クリスチャンからは、多くのことが取り去られることができる。しかし、救済のしるしとしての十字架は、取り去らせはしない。それが公共の生活から取り去らされることを、我々は認めない」——は、ヨハネ・パウロ2世のものではある。しかしそれは、当時の段階で5年前のもので、しかもナチス・ドイツ占領下のオーストリアで、病院から十字架を外すようにとのナチスの命令に従わずに処刑された修道女のためのミサでの発言であった。ヨハネ・パウロ2世は、ラクイラ地方裁判所の決定後に行われた定例の謁見の際は、十字架は「愛の文明の心を打つシンボル」、「あらゆる時代の人びとの光、慰め、希望の源泉」であるとして、その普遍性については言及したものの、ラクイラのケースそのものを取り上げ具体的に踏み込んだ言及をしているわけではない。

一連の出来事について、敵がい心をあらわにするわけではない見解としては、ヨーロッパ最大の司教区のひとつであるミラノ司教区の大司教で、当時イタリア司教会議 (Conferenza Episcopale Italiana) の会長職にあったルイーニ (Camillo Ruini) 枢機卿の発言があげられる。ルイーニは、一連の出来事を受け、「十字架は我々の国の深い魂を表現しており、我々の国のアイデンティティのしるしとして残るべきである」と述べた。彼自身はむろんキリスト教徒だが、この発言は、十字架を宗教的なシンボルとしてではなく、イタリアのナショナル・アイデンティティの「表現」、「しるし」と位置づけ、そこに十字架の価値を見出す見解といえる。それは、十字架の普遍性に重きをおく、先の教皇の発言とは位相を異にしている。当時の大統領チャンピ (Carlo Azeglio Ciampi) の、十字架は「イタリアの歴史を象徴する」ものだと発言も、それと同様のものといえよう。

十字架をイタリアの象徴と捉える見解は、極右の青年戦闘組織「ヨーロッパ青年 (Gioventù europea)」の反応にもみられる。このグループは、「イタリアとヨーロッパのキリスト教の根は、動かされず、議論の余地はないと主張するため」、ヴァチカン近くのリソルジメント広場で抗議デモを行った。この組織の代表は、メディアの取材に対し「今日われわれは、中道右派のスポークスマンに対し、新たな欧州憲章にキリスト教の根本の価値を入れるよう、これまで以上に要求する」と述べた。デモの規模については報道では触れられていないが、この見解も、キリスト教をイタリアに「議論の余地なく」含まれる要素とする理解にもとづくといえよう²²。

加えて、上にみたような十字架を断固支持するという立場とは異なるにせよ、ラクイラ地方裁判所の判断に対し、疑義を呈する声も相次いだ。中道左派政権で社会問題担当相をつとめ、当時の内相で2006年には大統領に就任したナポリターノ (Giorgio Napolitano) と共に、トゥルコ・ナポリターノ法を制定させた「左翼民主主義者」に所属するトゥルコ (Livia Turco) は、定住した移民をイタリア社会にいかに関心を持っていくかに、最も関心を寄せる政治家のひとりといえる。その彼女も、裁判所の決定については、「学校の教室から十字架を取り外すことは、我々の国の文化や歴史に関してこじつけの解釈であり、イタリア人にイスラムを愛させる助けにはならない」と述べた²³。この発言は、十字架を、彼女自身についてはともかく、イタリアという「我々の国の文化や歴史」にとって欠くことのできない要素と位置づけるものであると同時に、この決定が、イタリア人のイスラムに対する警戒心を強めることになるのを危惧するものといえる。同じく中道左派「緑の党」のチェント (Paolo Cento) 下院議員の、(それは)「ブーメラン効果を持ち得る」という見解も、裁判所の決定に対する反動を懸念するものであり、トゥルコのそれと軌を一にしている。

しかし、十字架というシンボルがもつ長い歴史はともかく、それが学校の教室の壁に掲げられるということは、先に触れたとおり、1920年代のファシズム下に定められたことであり、イタリア古来の伝統と呼べるようなものでは決してない。また、ラクイラ地方裁判所の決定は、あくまでもムスリムの子どもが学ぶ教室内の十字架に限ったものであり、国中のありとあらゆる十字架の撤去を命じるものではない。それにもかかわらず、かくも強い反発が生じたことは、キリスト教がイタリア社会の基底的な要素と捉えられていることはもちろんだが、そうしたイタリア社会の性格がたとえわずかでもおびやかされることへの拒絶が存在することも示す。このような断固たる拒絶は、裏返せば、スミス本人はそうではないが、ムスリムの移民という他者をまえに、イタリア社会も変化を余儀なくされるのではないかという危惧がひそむことを示唆してもいると考えられる。

中道右派政党「フォルツァ・イタリア」所属の当時の内務相ピサヌ（Giuseppe Pisanu）の、「イタリア人の親たちの大多数の意見に対し、どうして司法官はたったひとりのムスリムの親に味方できるのだろうか」という反応は、少なくとも2003年当時の段階においては、寛容さには欠くが、素朴といえば素朴な感覚の表明ではある。だが、そのようなやり方で十字架を支持する論理は、「ムスリムの親」が「たったひとり」の少数派にとどまらなくなると、また「イタリア人」の輪のなかに、イタリア以外にルーツをもつ、移民二世、三世が新たに加わっていくときが将来くるとすれば、「イタリア人の親たちの大多数を占める意見は存在しないなか、どうしてイタリアにルーツをもつ親の味方ばかりするのか」というように、ピサヌの意図とは全く逆の方向に反転しないとも限らない。移民の急増が問題視されていた当時のイタリアでは、そうした懸念を生じさせ得る環境は整いつつあったといえよう。

5. まとめにかえて

現在のイタリアにみられる移民をめぐる論点は、移民との共生に否定的なそれから、移民をイタリアに貢献する可能性をもつ契機として前向きに捉えるものまで多岐にわたる²⁴。とはいえ、そうした多様性をはらみながらも、ここ数年は、移民の存在を前提に、イタリアは既に多文化な社会へと変容しつつあることを前提に、この新たな状況にどう向き合うかを考えるべきだといった論調の議論が盛んになっている。そして最近では、「インターカルチャー（イタリア語ではインテルクルトゥーラ=intercultural）」という統合のあり方を掲げた書籍の刊行が相次いでいる。

「インターカルチュラルな統合」とはいかなるものか。この点について、『インターエスニックな共生の社会学』（2004年）の著者ザンフリニ（Laura Zanfrini）は、それは、「相異から出発し、他人のアイデンティティを承認にすることもとづく」統合であると述べる。さらに、『インターカルチュラルな市民権——合意と論議』（2005年）の著者シメオーニ（Monica Simeoni）は、「インターカルチャー」とは「互いを尊重しながらの、異なる文化間の連結」であるとしている（Zanfrini 2004: 158, Simeoni 2005: 145）。また、こうした見解においては、個々人のアイデンティティは、あるひとつの特定のグループへの帰属のみで説明されるわけではない点がしばしば強調される。それは、論文「新たな人種主義とインターカルチュラルな権利」におけるコンソルティ（Pierluigi Consorti）の見解——人びとのアイデンティティは「複雑な関係性を満たしていること」によって説明される——にもみられる。

また「インターカルチャー」という方向性は、しばしば「多文化主義」との関係において論じられ、それは「マイノリティを認識し丁重に遇したとしても統合には向かわず」、そうしたマイノリティを「分離」するものではなく、「外国人」と「私たち」が互いに変化することに主眼をおく「プロジェクト」、「プロセス」であるとも論じられる（Simeoni 2005: 41, 44）。そこでは、移民とイタリア人が固有の文化的

特徴を交差させることで、相互に変化し、新たなかたちの統合をめざすという方向性が打ち出されている。また、たとえば先に言及したコンサルティは、あるグループを「一枚岩で固定的なもの」と捉え、「ひとつのグループ対ひとつのグループの同化、あるいは統合の双方向性のみをイメージする」のが「多文化主義」であるのに対し、「インターカルチャー」の立場では、人びとのアイデンティティは「複雑な関係性を満たしていること」によって説明されるため、イメージされる「統合」の姿が、「インターカルチャー」と「多文化主義」では異なると述べている (Consorti 2009: 109)。

こうした「インターカルチャー」論の文脈でいうならば、さしずめイスラム教は文化として尊重されるべきだということになる。しかし、イタリア社会において、カトリックの求心力はこれまでみてきたとおり、小さくない。それは、「イタリア」なるナショナル・アイデンティティの普及の不徹底さが指摘され、「イタリア」なる共同性への「統合」を支える求心力が想定しづらいイタリアでは特異な現象であり、ラクイラ地方裁判所の決定が広げた社会的波紋、反応をみると、果たしてそのようなこと、すなわちイスラム教を文化として尊重するという態勢がとられ得るのかという疑問も浮かぶ。実際、イタリアでは、イスラム教をめぐる、それが宗教や文化から問題がすり替えられ、「治安の問題として認識される」傾向が指摘される (Consorti 2009: 114)。

他方、ラクイラの地方裁判所の判決取り消しで、いったんは鎮静化した十字架をめぐる問題ではあるが、2010年の夏、新たな展開を迎えた。それは、欧州人権裁判所が、イタリア人男性を配偶者とするイタリア在住のフィンランド人女性の訴え——自分の子どもたちが通う学校の教室から十字架を外すことを求めた——に対し、その訴えを認める判断を示したことによる。その結果、この問題は、イタリアのいわば外の、ヨーロッパの論理にさらされることとなった。むしろヨーロッパと一枚岩ではなく、ムスリムの女子生徒が学校にスカーフをしてくることに対する禁止が論争となっているフランスのような国もあれば、子どもたちの教育に従事する教師がスカーフを着用することに対する禁止が論争となっているドイツのような国もあるなど、その内部は多様である。そして、いずれの国でもこれらの問題はきわめて論争的なテーマであり、確たる着地点が見出せているわけではない。

2003年時点の論争では、公立学校における十字架を焦点として浮上したこの問題は、報道からみてとれる限りは、圧倒的多数の十字架支持派と、ごく少数の裁判所の決定に対する擁護派に分かれた。そのため、十字架を支持する声は大量にあふれた一方、そうした見解に対する批判の声はわずかなものにとどまった。結果、そこでの議論は、反響の大きさの一方、論争の深度はそれほどなかったともいえる。だが近年は、「インターカルチャー」論が広がりを見せるようになるなど、一定の社会的変化も生じつつある。公立学校における十字架を焦点として浮上したこの問題をめぐる論争に、イタリア独特といえるような特徴が刻印されることになるかどうかは、今後にかかっているといえる。そうした特徴は浮かび上がることになるのか、浮かび上がるとすればそれはいかなるものなのか、その展開が注目される。

【文献】

- Allievi, S. & Castro, F., 2002, The Islamic Presence in Italy: Social Rootedness and Legal Questions, in Ferrari, S., & Bradney, A. (eds), *Islam and European Legal systems*, Dartmouth: Aldershot.
- Barbagli, M., 2002, *Immigrazione e reati in Italia*, Bologna: Il Mulino.
- Centro Studi e Ricerche IDOS, 2005, *Dossier Statistico Immigrazione 2005 XV Rapporto*, Roma: Caritas/Migrantes.

- Consorti, P., 2009, Nuovi razzismi e diritto interculturale. in Possenti, I (ed) , *Intercultura, nuovi razzismi e migrazioni*, Pisa: Pisa University Press.
- Dalla Zuanna, G., Farina, P. and Strozza, S., 2009, *Nuovi italiani: I giovani immigrati cambieranno il nostro paese?*, Bologna: Il Mulino.
- Einaudi, L., 2007, *Le politiche dell'immigrazione in Italia dall'Unità a oggi*, Roma: Laterza
- Fondazione ISMU, *Decimo Rapporto sulle migrazioni 2004: Dieci anni di immigrazioni in Italia*, Milano: Franco Angeli.
- Ginsborg, P., 1989, *Storia d'Italia dal dopoguerra a oggi*, Torino: Einaudi.
- Simeoni, M., 2005, *La cittadinanza interculturale: Consenso e confronto*, Roma: Armando Editore.
- 秦泉寺友紀, 2010, 「イタリアにおける移民をめぐる諸論点」『和洋女子大学紀要』第50号.
- Turco, L., 2005, *I nuovi italiani: L'immigrazione, i pregiudizi, la convivenza*, Roma: Mondadori.
- Zanfini, L., 2004, *Sociologia della convivenza interetnica*, Roma: Laterza.

¹ イスラム教はローマ・カトリックに次ぐイタリア第二の宗教ではあるものの、人口の9割以上をカトリックが占めている現状では圧倒的にマイノリティであり、イタリア在住の外国人で最も多いのも、2009年末現在、上から順にルーマニア人、アルバニア人、モロッコ人、中国人、ウクライナ人となっている (<http://www.demo.istat.it/str2009/index.html>)。こうした背景に加え、移民受け入れの歴史の短さもあり、現在のイタリアにおける移民研究では、特定のグループを焦点とせず、移民全般もしくは特定の都市における移民を対象としたものが多くみられる。ムスリムに特化した、Allievi, S. and Dassetto, F., 1993, *Il ritorno dell'Islam: I musulmani in Italia*, Roma: Edizioni Lavoro. や、Ferrari, S. (ed) , 2000, *Musulmani in Italia: La condizione giuridica delle comunità islamiche*, Bologna: Il Mulino. 、Allam, M. and Gritti, R. (eds) , 2001, *Islam, Italia: Chi sono e cosa pensano I musulmani che vivono tra noi*, Milano: Guerini e Associati, Dassetto, Felice, 2004, *L'incontro complesso: Mondi occidentali e mondi islamici*, Tronina: Città Aperta Edizioni. などの研究では、ムスリムに対するイタリア社会の現在の向き合い方や、その将来的な方向性というよりは、イタリア在住でありながらその実態が見えにくいムスリムの人びとの現状に、彼らのコミュニティやその内部における女性の立場、おもに滞在や就労に関する法的な問題等の角度から光を当てることに重点がおかれている。

² 外国語新聞は、おもに *Corriere della Sera* (紙面) と *La Repubblica* (電子版) を使用した。電子情報版の日付は、そこに記されているものを記載している。 *Corriere della Sera* はミラノに本社をおくイタリアで最も歴史のある全国紙で、現在イタリア国内の流通部数は第1位、紙面の論調は保守的。 *La Repubblica* はローマに本社をおく全国紙で、創刊は1976年と歴史はそれほど長くはないものの、現在の流通部数は *Corriere della Sera* に次ぐ第2位で、論調は左派寄り。

³ ラクイラ地方裁判所の決定にともなう一連の騒動を日本に紹介したものとしては、ジャーナリストの郷富佐子による、2007年の著書『バチカン——ローマ法王庁は、いま』(岩波新書)の201頁から205頁の記述があげられる。

⁴ 一連の経緯やスミススの経歴については、 *Corriere della Sera*, 2003/10/26.

⁵ モンタナーロ司法官の命令文書は各種インターネットサイトに紹介されている。本稿は、ラクイラ地方裁判所による文書をPDF形式で掲載している、移民支援団体、Melting Pot Europaの下記を参照した。

<http://www.meltingpot.org/IMG/pdf/ord-trib-aquila-crocefisso.pdf>。同文書は全体で28ページにわたるもので、引用は22ページと23ページより。

⁶ ただし、オフェーナに関しては、ISTAT（イタリア国立統計局）の統計によれば、2003年末の時点で、同地在住の外国人数は25名とわずかであり、加えて国籍から判断する限りでは、ムスリムが多くを占めているというわけでもない。その内訳は、マケドニア人6名、ルーマニア人5名、インド人5名、ナイジェリア人3名、ウクライナ人2名、アルバニア人・カナダ人・ペルー人・ウルグアイ人各1名である。なお、5年後の2008年末時点でのオフェーナの外国人数は倍増しているが、その半数はルーマニア人が占めている。

⁷ *Corriere della Sera*, 2003/10/27.

⁸ *La Repubblica*, 2003/1/5.

⁹ オフェーナでの一連の反応については、*Corriere della Sera* 2003/10/30.

¹⁰ *Corriere della Sera*, 2003/10/30.

¹¹ *Corriere della Sera*, 2003/10/31.

¹² なおカステッリ個人に関しては、1998年に結婚した際、カトリックの宗教婚ではなく、ケルトの儀式で式を挙げたと報道されている。この点からみる限りは、カステッリ自身は、必ずしも敬虔な信徒ではないと判断できる。また、全国司法官協会（Associazione Nazionale Magistrati）は、カステッリの発言に対し、「司法権への許容できない干渉」との抗議の意を直ちに表明している

¹³ *Corriere della Sera*, 2003/10/27.

¹⁴ *Corriere della Sera*, 2003/10/26.

¹⁵ *Corriere della Sera*, 2003/10/27.

¹⁶ なお、ここでいう「市長」は、イタリア語の*sindaco*（シンダコ）を訳したもの。イタリアの地方自治体の構成単位は、大きい方から順に、州（*regione*）、県（*provincia*）、コムーネ（*comune*）である。コムーネは日本の市町村に相当する行政単位で、ローマのような人口250万人超の大規模なものから、オフェーナのような数百人規模のものまで多岐にわたり、その長はシンダコと呼ばれる。オフェーナの町長も、イタリア唯一のムスリム市長スルールも、役職名は同じシンダコである。サンテウザニオ・フォルコネーゼの人口は432名（2003年）であるため、同地のシンダコも実質的には町長という感覚に近い。

¹⁷ *Corriere della Sera*, 2003/10/27.

¹⁸ イタリアの移民政策の詳細な歴史的展開については（Einaudi 2007）。

¹⁹ トウルコ・ナポリターノ法以前の、1990年に制定されたイタリア初の本格的な移民法である、1990年2月28日法律第39号「イタリア域内に既に滞在しているEC域外出身者および無国籍者の政治的庇護、入国および滞在に関する規定」、通称マルテッリ法制定時より議論されてきた定住外国人への地方参政権の付与も、当時これといった前進をみせていたわけではない。

²⁰ 一連の騒動に先立ち、十字架などの教室の備品に不足がある場合は、その支給のための申請をするよう、当時のモラッティ教育相が通達を出していたことが端的に示すように、この規定は依然として実効性をとれない、実質的に活用されてもいた。

²¹ *Corriere della Sera*, 2003/10/24.

²² *Corriere della Sera*, 2003/10/30.

²³ *Corriere della Sera*, 2003/10/27.

²⁴ この点については、（秦泉寺2010）で論じた。

秦泉寺友紀（和洋女子大学人間・社会学系講師）

（2010年9月24日受付 2010年10月19日受理）